

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(六八二・六八三・商工業振興課)

大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(六八四・六八五・商工業振興課)

争議行為の予告(六八六・労働政策課)

道路区域の変更(六八七・道路環境課)

道路区域の変更及び供用開始(六八八・道路環境課)

公告

土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可申請を適当とする旨の決定(秋田総合農林事務所)

告示 示

秋田県告示第六百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年十月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ小坂店

鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一

二 小坂町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ

(二) 縦覧期間

平成十四年十月十五日から同年十一月十五日まで

秋田県告示第六百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年十月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八橋ショッピングセンター

秋田市八橋字大道東一番地九十三

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月十五日から同年十一月十五日まで

秋田県告示第六百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーモールタカヤナギ

仙北郡角館町岩瀬字菅沢四百四十二番一

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年十月七日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

角館町役場 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月十五日から同年十一月十五日まで

秋田県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

能代長崎ショッピングセンター

能代市字長崎四十一番地一

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年十月七日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月十五日から同年十一月十五日まで

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第六百八十六号

平成十四年十月七日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、公表する。

平成十四年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件

(一) 賃金の改善に関する事。

(二) 諸手当の改善に関する事。

(三) 要員確保に関する事。

(四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十四年十月十八日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

鹿角市花輪字八正寺十三番地

北秋田郡鷹巣町花園町十番五号

能代市落合字上前地内

山本郡山本町森岳字田尻百七番地

南秋田郡八郎瀧町川崎貝保三十七番地

秋田市飯島字西袋二百七十三番地一号

本荘市川口字家後三十八番地

大曲市通町一番三十号

横手市駅前町一番三十号

湯沢市表町三丁目三番十五号

秋田市八橋字成川原六十四番二号

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第六百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	熊堂六郷線	熊堂六郷線		仙北郡仙南村金沢西根字西熊堂二二三番二から二二九番二まで		一五・〇〇〇	〇・〇五三
	熊堂六郷線			"		一五・〇〇〇	〇・〇五三

二 道路の区域の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十月十五日から同月二十八日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十四年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第六百八十八号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	横手東成瀬線	横手東成瀬線		雄勝郡東成瀬村岩井川字長平三〇番一地先から二九番一地先まで		四・四〇〇	〇・〇四七
	横手東成瀬線			雄勝郡東成瀬村岩井川字長平三〇番一地先から二九番一地先まで		四・四〇〇	〇・〇四七
				A 雄勝郡東成瀬村岩井川字長平三〇番一 で		四・四〇〇	〇・〇四七
				B		四・五〇〇	〇・〇五三
				"		六・〇〇〇	〇・〇五三

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十四年十月十五日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十月十五日から同月二十八日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区からなされた土地改良

事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（縄手の上地区原単小規模土地改良事業（かんがい排水））計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成十四年十月十六日から同年十一月十三日まで

三 縦覧場所 秋田市役所

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年十月四日（第千四百八号）掲載の秋田県公告（土地改良区の定款変更の認可）

（校正誤り）

四	下	五	終わり から一 疎	疎
---	---	---	-----------------	---

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 FAX(863)〇〇〇五
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原 繁 雄

